

内航海運業法の改正

(令和4年4月1日～施行)

国土交通省海事局



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

事業者向け説明会資料
Ver1.0 令和4年1月11日

令和3年5月、海事産業強化法が成立・公布

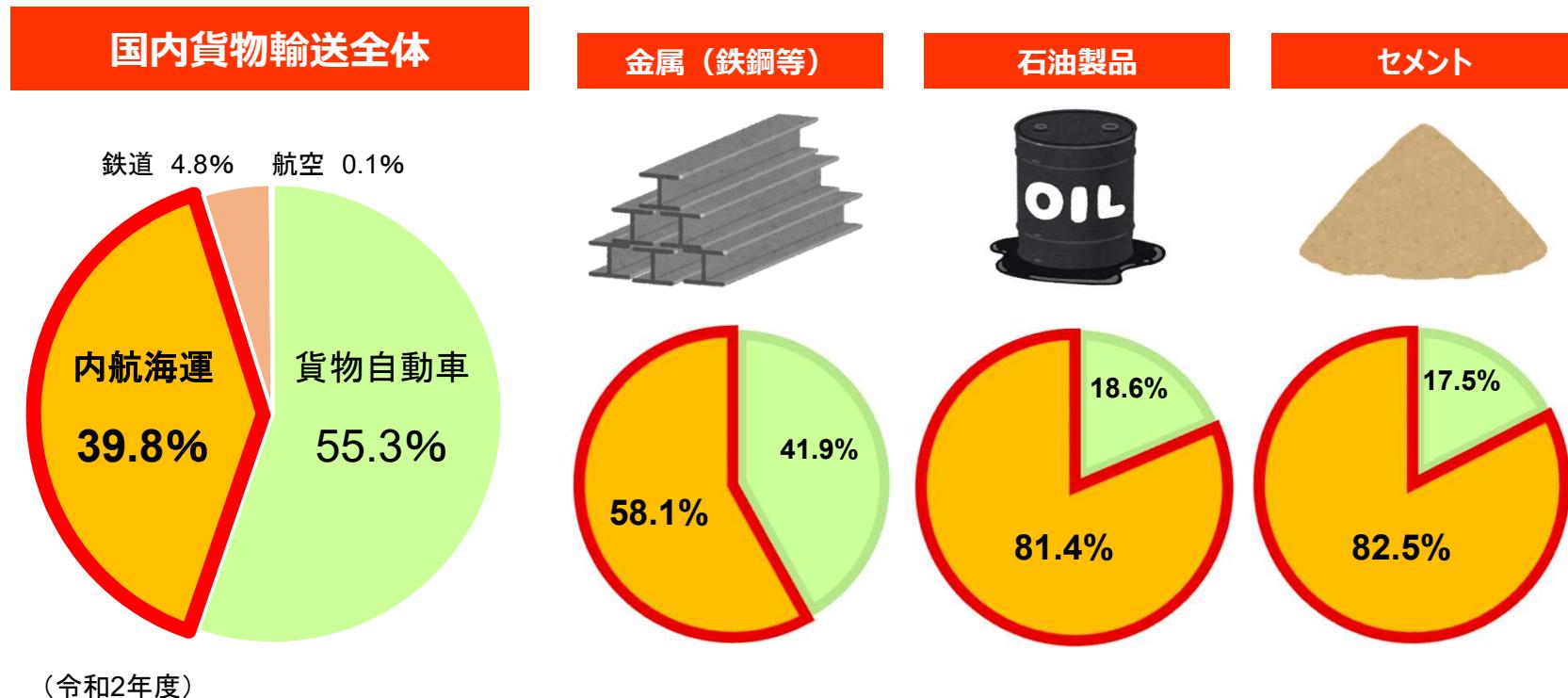


内航海運業法改正の背景



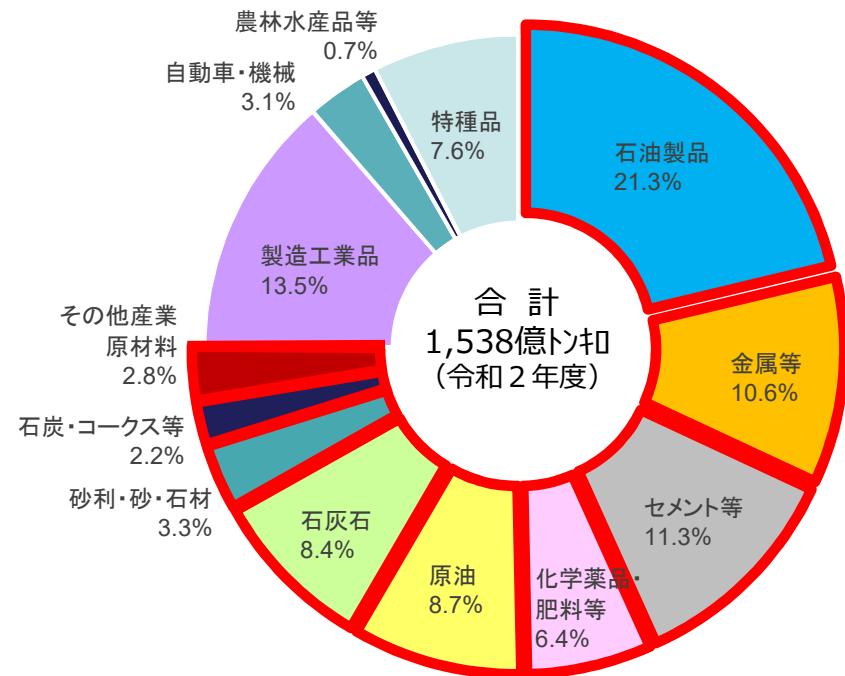
内航海運が果たしている役割

国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っている（トンキロベース）



内航海運業の現状

産業基礎物資と産業原材料
が内航貨物船の輸送品目の
約8割を占める



事業者数	2,894事業者	
船腹量	5,212隻 398万総トン	
船員数	21,211人	

※令和3年4月1日現在、休止事業者を除く

※令和3年3月31日現在

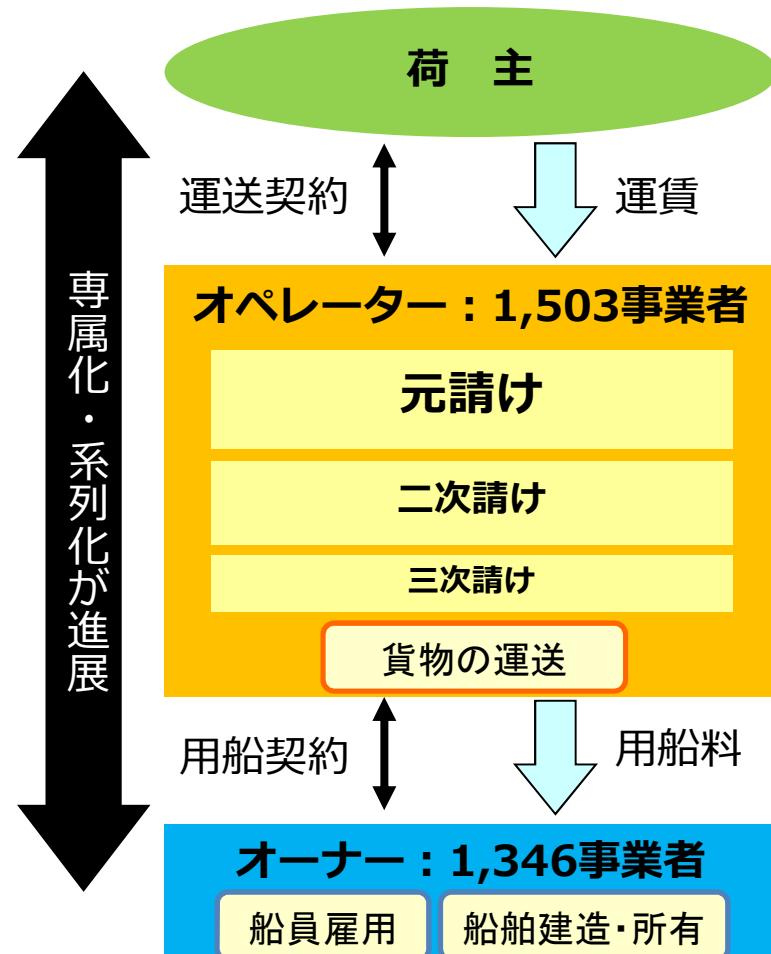
※令和2年10月1日、国内貨物輸送に従事する船員数

内航海運業の産業構造

寡占化が進む荷主企業の下
でオペレーター・オーナー
が専属化・系列化

内航海運業者の99.7%は
中小事業者で、事業基盤が
脆弱

荷主よりも立場が弱いため、
対等な交渉で十分な運賃等
を收受できない場合もあり、
収益性が低い



事業者数は令和3年4月1日現在

なぜ、今、内航海運業法を改正するのか？



内航海運を取り巻く環境が変化

1

内航海運暫定措置事業の終了

- 船腹供給に関する取組が終了し、事業者間の競争促進等の活性化が期待

2

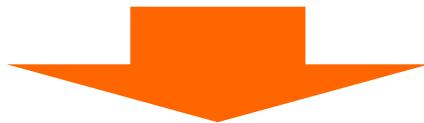
船員の高齢化と船員不足への懸念

- 内航船員の約半数が50歳以上
- 若手船員は増えている一方、定着率は減少

なぜ、今、内航海運業法を改正するのか？

内航海運の
使命

事業環境が変化する中でも、荷主のニーズに
応え、安定的な海上輸送を確保する



これらの取組を総合的に実施

船員の働き方改革

→ 船員法・船員職業安定法の改正

取引環境の改善

→ 内航海運業法の改正

内航海運の生産性向上

→ 内航海運業法の改正

内航海運業法の改正による
取引環境の改善のための措置



取引の現場でこんなことは起きていませんか？

口頭のみで契約している
契約書に具体的な取り決め事項
が記載されていない

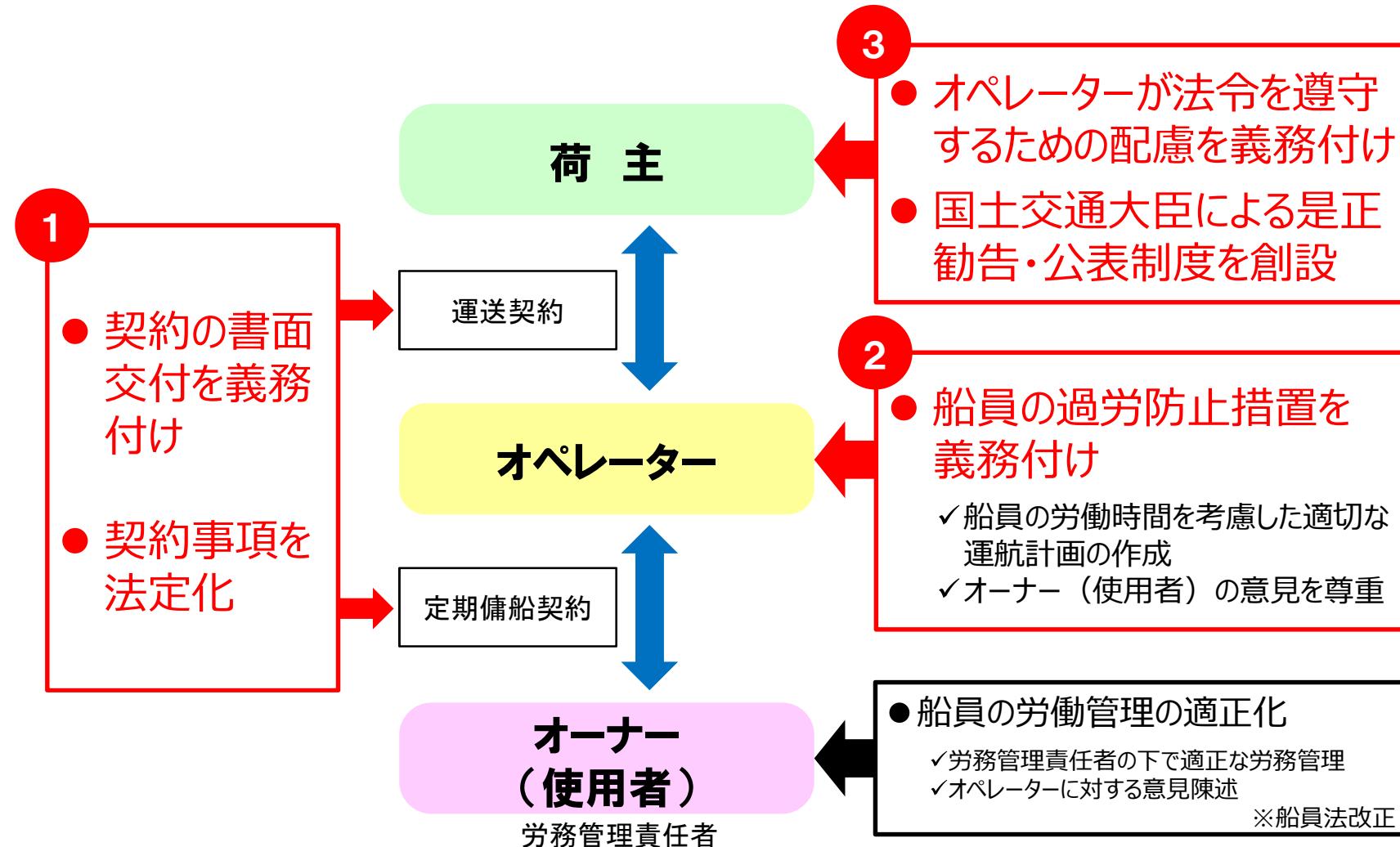
オペレーターに運航スケジュールについて相談しようとしても話を聞いてくれない

荷主から無茶な輸送を強要される



これらの行為は、今後、法令違反になる場合があります！

内航海運における取引環境改善のための措置



契約の書面交付の義務付け

内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければなりません

(改正内航海運業法第9条第1項)



契約相手方から承諾を得ることにより、書面交付に代えてオンライン（メール等）による提供も可能

(改正内航海運業法第9条第2項)



契約書に記載すべき事項

- 契約当事者の氏名・名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- 提供する役務の範囲、期間及びその対価
- 提供する役務に係る費用を負担する者
- 荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者
- 契約の変更及び解除
- 損害賠償の責任
- 定期傭船契約にあっては、次に掲げる事項
 1. 当該契約に係る船員の職種及び数並びに予備船員の数
 2. 船員の過労防止のために航行期間の制限その他の船舶の利用の制限をする場合は、当該制限

(改正内航海運業法施行規則第11条の2第2項)



日本海運集会所が、これらを反映させた標準契約書の様式を作成中です。

船員の過労防止のための措置

オペレーターは、船員の過労を防止するため、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画を作成しなければなりません

(改正内航海運業法第12条第1項)



オペレーターは、船員の過労防止措置を講じるにあたり、オーナー（使用者）の意見を尊重しなければなりません

(改正内航海運業法第12条第2項)



オーナー（使用者）は、船員の適切な労務管理を行うにあたり、運航計画の変更等の必要性がある場合は、オペレーターに意見を述べなければなりません。 (改正船員法第67条の2第4項)

『安全管理規程』にかかる措置

オペレーターが作成する安全管理規程で定めなければならない内容に、運航計画等の作成時における船員の労働時間の確認に関する事項を追加

(改正内航海運業法施行規則第13条第3号口(1))

オペレーターは、改正内航海運業法が施行される前（令和4年3月末）までに、上記の事項を追加した安全管理規程を各地方運輸局等に提出する必要があります。



『安全管理規程』の記載例

【例】安全管理規程（一部抜粋）

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第21条 運航管理者は、当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。

- 2 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。
 - (1) 省略
 - (2) 乗組員の適切な労働時間
- 3 運航管理者は、前項第2号について、船舶所有者を通じて確認しなければならない。
- 4 運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷
その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を
受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。



オペレーターは、運航計画の作成にあたり、オーナー(使用者)に船員の労働時間の状況を確認する必要があります。

荷主の協力促進のための措置

荷主は、オペレーターの法令遵守に配慮しなければなりません

(改正内航海運業法第29条)



オペレーターが法令違反により処分を受け、当該違反行為が荷主の行為に起因するものであり、かつ、当該オペレーターに対する処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められる場合、国土交通大臣は、当該荷主に対し、再発防止措置をとるべきことを勧告することができ、当該勧告したときは公表します

(改正内航海運業法第30条第1項、第3項)

荷主に対する是正勧告・公表の流れ

内航海運業者による違反行為の発生

運航労務監理官による監査

当該違反行為に関係するオペレーターに対し、
安全確保命令又は事業停止処分

荷主の関与に関する調査

当該荷主に対し、是正勧告・公表

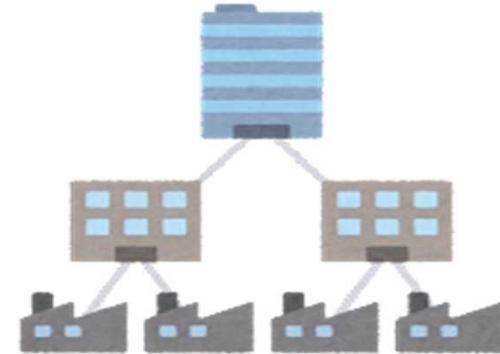


当該違反行為が荷主の行為に起因するもの
であり、かつ、当該オペレーターに対する処分
のみでは当該違反行為の再発防止が困難で
あると認められる場合

(その他)下請けオペレーターへの配慮

オペレーターは、他のオペレーター（下請け）が行う内航輸送を利用して物品の輸送を行う場合、下請けオペレーターが、以下の規定及び安全管理規程を遵守することを阻害してはいけません

（改正内航海運業法第19条）

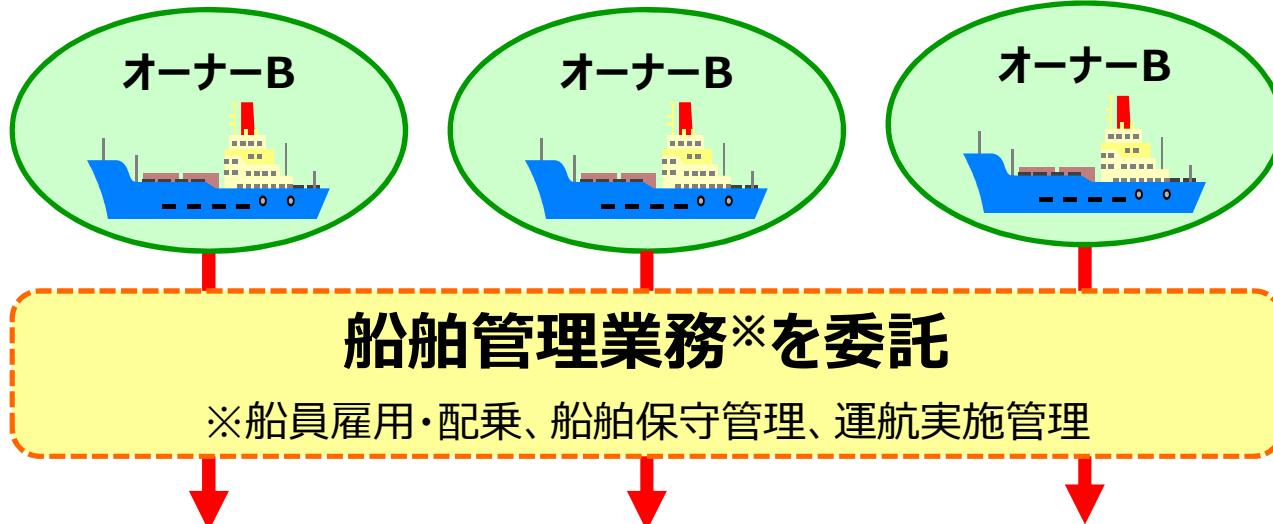


- 9
第10条（輸送の安全性の向上に努める義務）
- 第11条第1項（安全管理規程の届出）
- 第11条第4項（安全統括管理者及び運航管理者の選任）
- 第11条第6項（安全統括管理者の意見の尊重）
- 第12条（船員の過労の防止）

内航海運業法の改正による
生産性向上のための措置



船舶管理業とは



(活用メリット)

- 船員の一括雇用や共有備品の一括購入等により、効率化やコストダウンが図られる
- 船員教育、船舶管理の高度化等による輸送の品質向上が期待

平成30年4月に、**告示による任意の登録制度**を創設

船舶管理業の登録制度の創設

内航海運業法において「船舶管理業」を内航海運業の業態の1つに位置付け、登録等を義務付け

(改正内航海運業法第2条第2項第3号)

1

内航輸送をする事業

オペレーター

2

内航輸送の用に供される船舶の貸渡しをする事業

オーナー

3

内航輸送の用に供される船舶の管理をする事業

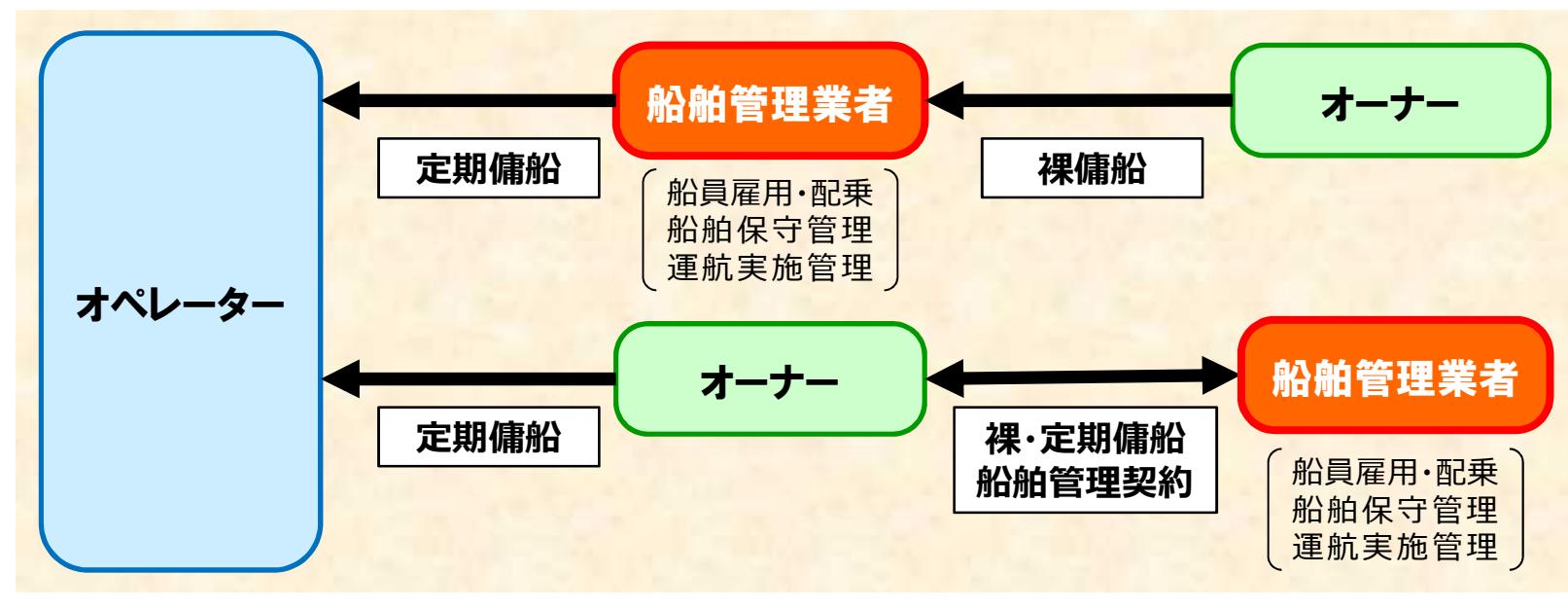
船舶管理業

新たに追加！

改正内航海運業法上の『船舶管理業』の定義

委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務

(改正内航海運業法第2条第2項第3号)



適正な船舶管理業業務とは

船員を雇用・配乗し、当該船員に対する指揮・命令権に基づき、当該船員を通じて管理船舶の保守及び運航実施管理を行うことが必要です

船員の雇用・配乗のみしか行わず、自社の雇用船員を他人の指揮・命令の下で業務に従事させることは、違法な労務供給事業に該当します！



自社の雇用船員を介さずに行う船舶の保守管理（入渠手配や備品購入など）は、第三者に再委託又はオーナーが自ら実施しても差し支えありません。

船舶管理業の登録要件

事業を遂行するために必要と認められる
国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していること

(改正内航海運業法第2条第2項第3号)



国土交通省令で定める基準

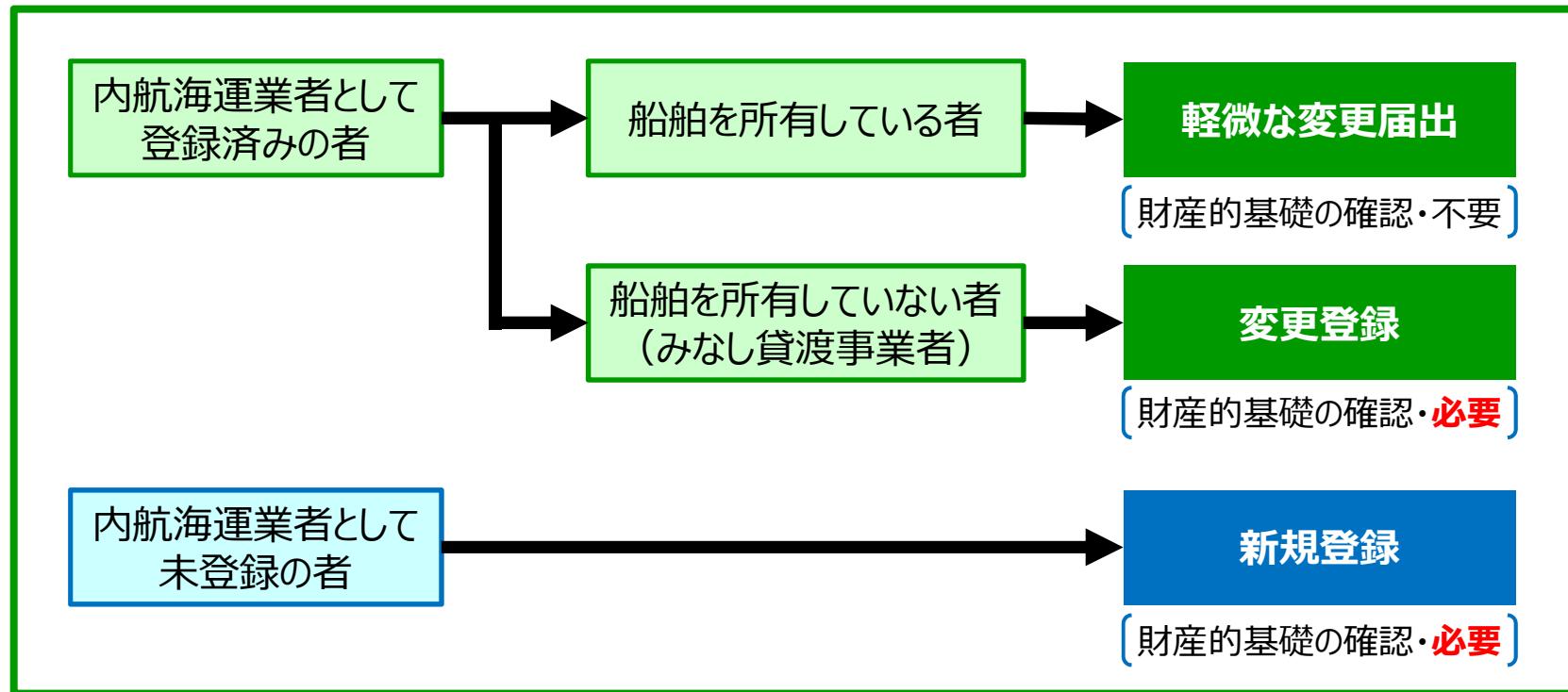
財産及び損益の状況が良好であること

(改正内航海運業法施行規則第5条の2)



この基準は、船舶を所有せず船舶管理業を専業とする事業者にのみ適用されます。国土交通省令で定める総トン数又は長さ（総トン数100トン以上又は30メートル以上）の船舶を有しているオペレーター又はオーナーが船舶管理業を兼業する場合は、この基準の適用はありません。

船舶管理業を行うにあたって必要な手続き



- 現在、告示による任意の登録制度により地方運輸局等に登録している事業者も、引き続き船舶管理業を営む場合は、改正内航海運業法に基づく登録（又は変更登録等）の手続きが必要です。
- 登録手続きについては、1年間の猶予期間があります。

改正法の施行に向けた取組

法改正以外の取組

内航海運における取引環境の改善に向けた
ガイドライン（仮称）の作成

荷主業界と内航海運業界との対話

内航海運の生産性向上に向けたモデル事業の
事例集の作成

改正内航海運業法の施行

令和4年4月1日 施行

